

鈴鹿市景観計画（案）に係る鈴鹿市議会全員協議会からの意見と回答

■開催日 令和5年11月13日（月）

No.	該当ページ	ご意見等の概要	対応の有無	回答
1	5	4 鈴鹿市景観計画の仕組み（2）鈴鹿市景観計画の構成に「地区別景観づくり計画」は2024年4月時点で4つの地域に策定と記載されているが、その内容はどこに記載されているのですか。 また、2024年4月時点に限定している理由はありますか。	なし	7ページで景観計画は「全体計画」と「地区別景観づくり計画」で構成していることを図式で記載しています。 本計画書には全体計画に関する部分を記載し、地区別景観づくり計画は別途ホームページに掲載して周知しています。 また、4月に計画書の公表を予定していることから、2024年4月時点の数字としています。
2	32	②海岸の【景観特性】の写真二つが似通った写真となっている。計画書後半部分でSNSによる新たな景観の創出が記載されているので、SNSに投稿されている千代崎海岸の桟橋の写真を採用した方がバランス良くなるのではないか。	なし	このページでは景観特性といえる海岸利用を示す写真を採用することとしたことから、現行案のとおりとします。
3	32	②海岸の【景観形成方針】のところで、「護岸などの整備においては、周辺の環境と調和するよう国・県へ働きかけます。」と書かれた部分があるが、同ページのレジャーを楽しむ写真に関するのですが、堤防管理用道路における路上駐車が地域での課題になっているので、路上駐車対策の内容を文面に記載することは出来ないか。	なし	路上駐車の対策については、景観計画に記載するのではなく、交通対策等の担当課にて検討するよう伝えます。
4	33	③幹線道路の【景観形成方針】に無電柱化、歩道の美装化、街路樹の適正配置とあるが、具体的な計画、予算確保の見通しがあるのか。	なし	現在は予算の確保等の予定はありません。
5	39	④歴史的・文化的景観資源のところで、観光庁が所管する歴史的資源を活かした観光まちづくりの補助金等、国の制度を活用して進めると記載をしてはどうか。	なし	景観計画は行政のみならず市民等に対して景観形成の方針や理念を示すものであることから、国等の制度活用については改めて実施の際に検討していきます。
6	44	現在運用している景観計画が公表された後に、神戸地区においては、基準値以上の色彩をアクセント色として別途基準を定めてお	なし	

No.	該当ページ	ご意見等の概要	対応の有無	回答
		<p>て建築された建築物の色彩について市民から意見があり担当課に確認したところ、定めている基準の範疇であることから規制の対象とならないとの回答がありました。</p> <p>今回の改定において、建築物の色彩変更が検討項目となっているが、地域に相応しくない色彩については指導できるような改定となっているのですか。</p>		<p>り、今回の改定では色の塗替え時におけるアクセント色の使用はすべて届出対象に改定したので、今後はアクセント色に対する指導ができるようになります。</p>